

行政減量・効率化有識者会議（第3回）議事概要

1．日時

平成18年3月10日（金）9：00～12：00

2．場所

総理官邸4階大会議室

3．出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、檜谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔農林水産省〕

佐藤一雄官房文書課長、小西孝蔵官房統計部長、齋藤昭官房情報課長、皆川芳嗣総合食料局食糧部長、水田正和消費・安全局表示・規格課長、梶谷辰哉林野庁国有林野部長、福田隆政林野庁国有林野部経営企画課長

4．主な議題

農林水産省からのヒアリング（農林統計関係）

農林水産省からのヒアリング（食糧管理関係）

農林水産省からのヒアリング（森林管理関係）

5．議事の経過

（1）農林水産省からのヒアリング（農林統計関係）

資料1、2に沿って、農林水産省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）農林水産省の回答のポイント

- ・ 「更なる業務と要員の合理化に向けて精査する」として、具体的な削減数（又は最小限の所要定員）を示していない。
- ・ 「実効ある政府全体としての配置転換円滑化対策が必要」と言及

- ・ 定員の削減数について具体的な説明がない。農政を大転換するとの説明があったが、業務も大きく見直すということではなければならない。配置転換円滑化対策が明示され

ていないと削減数が示せないのはおかしい。受皿があればいくらでも純減できるということになる。

- ・この改革は業務の見直しを行うものであり、サービス統計のような新規業務の話は俎上に乗らない。業務の在り方をゼロから見直し、より効率的な執行方法を追求すべき。農家のプライバシーがあるから国家公務員による実査が必要だというのが、国勢調査等も国民のプライバシーに関係する。民間人は信用できないというのか。補助金等の基データになるというが、消費者物価の調査も金融の量的緩和策に影響を与えている。全てアウトソーシングできないのか。
- ・国勢調査の際、市町村では担当職員に加え、それ以外の者も臨時に動員して対応する。家計の所得のことも聞かし、迅速に速報値も出す。民間の常任調査員も多数いるので、そういう人を活用することにより、公務員を配置しなくてもちゃんとした調査ができるはずである。
- ・最低の食糧自給率と、競争力のない農業を作り上げていて、統計だけ世界一精密でも何の意味もない。職員調査を 19 本から 6 本に減らすというが、ゼロにすべき。
- ・新しい政策に転換するのは良いが、どのような業務内容、組織、定員が必要なのか具体的にすべき。農家が帳簿をつけられないから職員が調査するというのは、過剰サービスであり、担い手中心の農政を目指すなら、農家自身が帳簿を付けられるような仕組みにすることが必要。帳簿もないところで強い農業は育たない。
- ・5 年間で何をやるのか具体的なものを出してもらいたい。そうでないと議論にならない。数字が出てこない理由が分からない。
- ・経営統計と生産統計のために統計部門に約 3,000 人は要らない。
- ・確かに「情報」は大切だが、情報部門は本省が担うべき業務であり、本省の体制で十分。情報部門は要らない。
- ・農林水産省の説明は、体重 200 キロの人が 150 キロにしたと説明しているのと同じ。農林統計に本当に必要な数は何人が、最適の数字を示してもらいたい。また、政策の目標と期間を定めずにどう評価・改善していくというのか。既定の削減計画 1,100 人に何を追加するのかを教えてください。
- ・我々が言っているのは、今の統計調査をもっと効率的に実施できるだろうということ。業務を更に効率的に行うことを国民は求めている。何でも公務員がやらないと信頼性が確保できないと言うのはおかしい。
- ・国の職員による実地調査を廃止し、事務をどのように民間に移譲するのかを検討してもらいたい。
- ・この改革の本質は、国を豊かにする議論。滅私奉公という言葉があるが、これからは、「活私豊公」。民が生き生き活力を持ち、公が生産性を高め豊かになる。その観点からも農林統計の実地調査については公務員でなくても十分できる。情報部門についても普通の広報部門で十分可能。統計調査・情報を抜本的に合理化すべき。
- ・管理部門の 400 人は、業務部門よりも更に踏み込んで合理化することが必要。
- ・余り良い回答をもらっていない。削減可能な人数は分かっているが、配置転換が決ま

らないうちは話せないというように聞こえた。配転先を探してもらう人数を明確に出すべきである。また、情報部門は廃止し、統計の実地調査はやめるべき。管理部門の400人の合理化の問題もある。

以上のような意見交換を経て、農林水産省に対して、次のように伝えた。

- ・ 本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・ 4月に再度ヒアリングを実施するので、それまでに、本日の指摘を踏まえ、具体的な純減数について、結論を出していただきたい。

(2) 農林水産省からのヒアリング(食糧管理関係)

資料3に沿って、農林水産省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

(参考) 農林水産省の回答のポイント

- ・ 「更なる業務と要員の合理化に向けて精査する」として、具体的な削減数(又は最小限の所要定員)を示していない。
- ・ 「実効ある政府全体としての配置転換円滑化対策が必要」と言及

- ・ 既定計画の2,000人を超えて更なる削減を検討していることは分かったが、備蓄、検査、生産調整、表示監視は、なぜ公務員が直接実施しないといけないのか。
- ・ 主要食糧部門の説明はあったが、消費・安全部門については言及がない。約4,000人という巨大規模で国民が納得できるか。効率化するためにどう知恵を絞るのかを説明してもらいたい。
- ・ 厚生労働省の管轄ではあるが、保健所には食品衛生監視員がいて、また業者による食品衛生指導員も表示を見ている。そのほか、モニターを活用するなど、色々な手立てで実施できる。消費者の方が一番神経質になって見てくれる。代替手段はある。
- ・ 農産物検査を国から民間に移したとの説明があったが、国家公務員が検査業務を行っていた理由は何か。国が実施していた時代と民営化後では業務の性格が変わったのか。先ほどの統計調査とも関係するが、「検査」の方が「調査」より権力性が強い。検査が民営化できて、調査が民営化できないという説明に説得力はない。食品表示監視も同じであり、機能は非常に似ている。農林水産省の中での比較でも取組に大きな差がある。
- ・ 民間検査員制度が定着したら組織そのものが要らない。それに合致した減員目標を出すべきなのに、農産物検査の定員は7年たっても400人から100人しか減らないことになっている。
- ・ 最終的に定着したときのそれぞれの業務や組織に最適化した定員は何人となるのか。
- ・ 牛トレーサビリティ900人は、具体的に何をしているのか。食品表示監視には2,000人いるが、この定員数に合理的な説明はあるのか。常勤の公務員が実施する必要があるのか。

- ・食品表示監視はすべてをチェックできるわけではなく、一罰百戒でいいのでは。効率よくできる方法があるはず。
- ・加工食品については、(独)農林水産消費技術センターが立入権限をもって500人規模で表示調査を実施している。生鮮食品でも、農林水産省が管轄する大手スーパーでは今やコンプライアンスの徹底に努めている。加工食品を担当する独立行政法人と合わせて効率化すべき。
- ・食品表示監視の職員が1県に50人では効果が上がらないし、効率的でない。平常時には民間の力を使って、必要なときに農林水産省が入っていくよう効果を上げて効率的にやるのが適切だ。
- ・(独)農林水産消費技術センターは、(独)農薬検査所や(独)肥飼料検査所と統合して生産から流通まで見ることになっている。農林水産省の表示監視事務も担わせればよい。
- ・産地のブランド化の努力はものすごい。農協や農家は自主検査を行っている。検査で保護するより自主的・自立的にやっていくことが重要。顔の見える農業をすることで消費者に安心感ができる。検査で困り込むと農業を消費者から遠いものにしてしまう。
- ・「主要食糧業務のスリム化と消費・安全業務の強化」の図だが、平成14年度の管理部門1人当たり定員数は3.6人。15年度の値は7.5人と上がっているが、24年度も1人当たり7.5人と、10年経っても組織のマネジメント効率が変わらない。これでは、組織マネジメントを効率化していないことになる。
- ・牛トレーサビリティが10年後も900人と同数なのはなぜか。発足時はともかく、業務が定着すれば、効率化して人数を減らせるはず。食品価格・需要動向調査も10年間変わっていない。公務員が行わなくてもできる。主要食糧部門に限らず全体を大きく見直してもらいたい。
- ・生鮮食品の食品表示監視に2,000人いるが、監視できるものだけしているという感がある。全部チェックできるわけではない。加工食品については、ソーシャルオーディットが非常に強く、インチキをやれば会社が潰される。法令順守されるのは、危機感を企業が持っているからだ。2,000名では全量チェックはできないのだから、違反が出てきたら潰せばよい。

以上のような意見交換を経て、農林水産省に対して、次のように伝えた。

- ・本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・4月に再度ヒアリングを実施するので、それまでに、本日の指摘を踏まえ、具体的な純減数について、結論を出していただきたい。

(3) 農林水産省からのヒアリング(森林管理関係)

資料4に沿って、農林水産省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

(参考) 農林水産省の回答のポイント

- ・ 「国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務について非公務員型独立行政法人に移行させることを検討する」
- ・ 独立行政法人に移行する具体的な人員規模は示されていない。

- ・ 企画立案業務を国に残し、定型的な実施業務を独立行政法人に移行するとの説明だが、「企画立案」や「実施」の捉え方について、この会議との間に大きな開きがある。現場で状況を見て、措置の必要性を判断することも「企画立案」だというのが、そのような業務は「実施」の一環であり、「企画立案」とは基本的に本省で行うような政策の企画立案に限られる。
- ・ もう少し他の独立行政法人について勉強してほしい。これまで様々な独立行政法人を見てきたが、総合的な調整から実施業務まで独立行政法人が行うことも可能である。
- ・ 全国にある森林組合という組織やその人たちを森林の維持管理に活用できないか。
- ・ 国が実施しなくてはならないとする理由の一つに、司法警察権があるとのことだが、一人の職員が山手線の内側と同じくらいの面積を受け持つ中で、国がその範囲について全て責任を持つことはできない。悪質事犯は警察に通報するというなら、民間人でも同じこと。地域の人たちや山好きな人たちをボランティアとして活用できるのではないか。また、現行犯であれば民間人も逮捕をすることができるのであり、国でないといけない理由の説明にはならない。
- ・ 国有財産の管理業務には、政策の企画立案の要素がほとんどないのではないか。林野庁が管理の方針を中期目標として示し、これに基づいて独立行政法人が中期計画を策定し、管理を実施すればよい。
- ・ 治山治水の最上流である森林をきちんと管理しなくてはならないのはもっともだが、森林には国有林以外にも公有林、民有林がある。異なる主体が管理しているために、森林の全体を面的に管理できていないのが、災害時にも大きな問題となっている。国有林、公有林、民有林とも何らかの形でそれぞれ業務を民間委託して管理を行っている実態を踏まえれば、いっそ主体を変えて一体的に管理するという検討も必要ではないか。
- ・ 約 5,000 人の国家公務員のうち何人が独立行政法人に移るのか分からない。
- ・ 森林の整備や木材の販売等の定型的業務を独立行政法人へ移行するとのことだが、現場では一人の職員が複数の業務を行っているため、法人に移行する人数が示せないとのことだった。森林の管理は、治山から木材の伐採・販売までを一体的に行う業務であり、それを細分化して性質ごとに国の業務と独法の業務に区分するのは、かえって非効率ではないのか。パッケージとして丸ごと移すほうが効率的である。森林管理局全体を独立行政法人に移し、一体的に森林の利活用、保全を図ることが良い。全般的に移すという発想がないと、できたものがごんまりとしてしまい、機能を発揮できない。

以上のような意見交換を経て、農林水産省に対して、次のように伝えた。

- ・ 国有林野事業は林野庁本庁の企画立案機能を除き基本的に政策の実施部門であり、森林管理局以下のできる限り全体をまとめて非公務員型独立行政法人に移行すべきと考えられるので、これについて検討願いたい。
- ・ 本日の議論は、今月末の中間取りまとめに反映させることとしたい。
- ・ 4月に再度ヒアリングを実施するので、それまでに検討を行い、結論を出していただきたい。

(4) 閉会

次回会議は3月16日に開催し、他の1月6日検討要請事項についてのヒアリング等を行うこととなった。

< 文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回ヒアリング分の各省回答資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。
<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai3/siryoku.html>